

令和7年度三戸町学び応援！入学祝い金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の次代を担う児童生徒の健全な育成と安心して子育てができる教育環境の整備充実を目的に、令和8年度に小学校、中学校及び高等学校等に入学予定の児童生徒の保護者に対し、入学時の経済的負担軽減を図るため、当該年度の予算の範囲内において町が支給する「三戸町学び応援！入学祝い金支給事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 三戸町学び応援！入学祝い金 前条の目的を達成するために、三戸町学び応援！入学祝い金（以下「祝い金」という。）として三戸町（以下「町」という。）によって支給される祝い金をいう。
- 二 支給対象者 令和8年度において小学校又は中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部等を含む。）に入学予定の者若しくは令和7年度をもって中学校を卒業予定の者で、かつ、令和7年12月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく三戸町住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に登録されている者をいう。
- 三 保護者 前号に規定する支給対象者を養育している父若しくは母又はその他町長が認める者で、かつ、令和7年12月1日において、住民基本台帳に登録されている者をいう。

(受給資格者)

第3条 祝い金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、支給対象者の保護者とする。

(祝い金の額)

第4条 祝い金の額は、支給対象者1人あたり10万円とする。

(支給の申請)

- 第5条 祝い金の支給を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期日までに、三戸町学び応援！入学祝い金支給申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請を郵送で提出する場合は、申請期限当日の消印までのものを有効とする。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、三戸町学び

応援！入学祝い金支給決定通知書（様式第2号）又は三戸町学び応援！入学祝い金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

（祝い金の支給）

第7条 町長は、前条の規定により支給決定した場合には、申請者が指定した金融機関の口座に祝い金を振込むものとする。

（祝い金の支給等に関する周知等）

第8条 町長は、祝い金支給事業の実施に当たり、受給資格者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、受給資格者への個別案内のか、各種広報等への掲載等により周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給資格者から町長が別に定める期日までに第5条の規定による申請が行われなかった場合、受給資格者が祝い金の受給を辞退したものとみなす。

2 町長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなし、三戸町学び応援！入学祝い金支給決定取消通知書（様式第4号）により通知する。

（不当利得の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により祝い金の支給を受けた者に対しては、三戸町学び応援！入学祝い金支給決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により、支給を行った祝い金の返還を求める。

（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年11月21日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。